

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-6
生活支援の確保

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 高齢者福祉課長 稲田 勝 電話番号 0852-22-5236

事務事業の名称	旧軍人及び未帰還者等援護事業	
目的	(1) 対象	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者
	(2) 意図	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。
事業概要	旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し、恩給申請者の軍歴等の調査確認、戦没者慰霊活動への助成、遺族等への各種給付金等支給のための裁定及び戦傷病者への療養給付等の援護を実施し、福祉の増進を図る。 また、中国を中心とした未帰還者、残留邦人等については、身元確認調査や帰国後の定着のために、経済的給付を行う支援給付制度等の援護施策を活用し、自立を促進する。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)	目標値		70.0	70.0	70.0	70.0	%
		取組目標値						
	式・定義 年間裁定等処理件数/年間受理件数	実績値	53.3	241.1				
		達成率	-	344.5	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	26,599	21,710
うち一般財源(千円)	16,728	12,408

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

・第十回戦没者等遺族に対する特別弔慰金裁定等処理状況：H28受付件数3,234件 裁定等処理件数8,034件 (受付累計12,393件 裁定等処理累計12,235件)
 ・各種給付金裁定等処理状況：H28受付件数157件 裁定等処理件数143件
 ・中国残留邦人等の帰国者対策：支援給付制度の実施主体である3市町と連携を図りながら進めている。毎年度3市町に対して施行事務監査を実施し、適正な支援が行われるよう指導している。(H28年度実地監査1箇所、書面監査3箇所(H27年度対象4市町村))

6. 成果があったこと(改善されたこと)

前回受給者とそれ以外の請求に分けて裁定事務を行うなどの事務処理フローの改善を図った結果、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金などの各種給付金の裁定率は目標を上回り、迅速に処理をすることができた。また、事務負担を細分化することで2重チェック機能を図り、正確な事務処理を行うことで対象者の福祉の増進に努めた。
 また、中国残留邦人の支援給付制度については、施行事務監査を通じて、実施主体である市町村の実施水準の向上を図った。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

各種給付金には請求期限があるため、時効による未請求が発生することが懸念される。特に平成27年度から始まった第十回特別弔慰金においては新規・継続分を合わせ約2万件の請求を見込んでいるが、平成29年3月末現在では12,393件の請求に留まっている。そのため、平成30年4月2日までの請求期間(3年間)終了時に未請求による時効失権が発生することが懸念される。

②困っている状況が発生している「原因」

特別弔慰金は請求対象遺族がいなくなった場合は支給は終了するが、遺族には支給順位があり、先順位者がいなくなった場合は次順位者が請求できる等の仕組みになっており、請求受付は5~10年ごとに行われる制度となっている。そのため、遺族間で受給権の情報が共有されにくく、請求期間も定められていることから、未請求者が発生することがある。

③原因を解消するための「課題」

- ・時効失権を防止するため、広報活動等を引き続き実施し、新規対象者及び前回受給者に対して請求指導をする必要がある。
- ・的確な請求相談が行えるよう、請求窓口となる市町村への指導等を引き続き実施する必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・第十回特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日のため、国、県、市町村において引き続き広報活動を行い、前回受給者に対して個別案内を実施する。(新規対象者は平成29年2月に実施済み)
 ・中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。